

記入例

誓約書

登録申請者は、静岡市屋外広告物条例第26条の4第1項各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

〒〇〇〇-〇〇〇〇

住 所 〇〇〇市〇〇町〇-〇

登録申請者

氏 名 〇〇〇〇株式会社

代表取締役 〇〇〇〇〇

（宛先） 静岡市長

静岡市屋外広告物条例（抜粋）

（登録の拒否）

第26条の4 市長は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類に重要な事項についての虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- （1）第29条の2第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
- （2）屋外広告業者で法人であるものが第29条の2第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその屋外広告業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
- （3）第29条の2第1項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- （4）法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- （5）屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
- （6）法人でその役員のうち第1号から第4号までのいずれかに該当する者があるもの
- （7）第28条第1項に定めるところに従って業務主任者を選任していない者

誓約書

登録申請者は、静岡市屋外広告物条例第26条の4第1項各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

〒

住 所

登録申請者

氏 名

（宛先） 静岡市長

静岡市屋外広告物条例（抜粋）

（登録の拒否）

第26条の4 市長は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類に重要な事項についての虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- （1）第29条の2第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
- （2）屋外広告業者で法人であるものが第29条の2第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその屋外広告業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
- （3）第29条の2第1項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- （4）法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- （5）屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
- （6）法人でその役員のうち第1号から第4号までのいずれかに該当する者があるもの
- （7）第28条第1項に定めるところに従って業務主任者を選任していない者